

リサイクルプラザ不燃ごみ選別及び残さ運搬業務仕様書

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注するリサイクルプラザ不燃ごみ選別及び残さ運搬業務に適用する。

- 1 委託業務名 リサイクルプラザ不燃ごみ選別及び残さ運搬業務
- 2 履行場所 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
 西伯郡伯耆町口別所630番地
- 3 業務委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の履行

受託者（以下「乙」という。）は、委託業務の処理にあたっては、この業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し、リサイクルプラザの運転管理に支障を及ぼさないようにするとともに最終処分場搬入物の適正を確保するため、委託業務を円滑かつ適切に履行しなければならない。

また、乙は委託業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

5 委託業務の内容・対象設備等

委託業務の内容は、下記の各号に掲げる業務とし、各業務の処理方法の詳細については別紙「業務詳細手順書」による。

- （1）不燃ごみ処理ラインでの処理不適物の監視及び除去業務
- （2）不燃粗大ごみ処理ラインでの処理不適物の監視及び除去業務
- （3）フロンガス回収業務
- （4）不燃物残さ運搬業務
- （5）清掃業務
- （6）（1）から（5）までに掲げる業務に附帯する業務

6 業務処理時間等

原則としてリサイクルプラザの開所日（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日をいう。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、ごみの搬入量の変動等必要がある場合については、甲との事前協議によりリサイクルプラザの開所日以外及び時間外においても業務を処理する。

7 人員配置・資格等

乙は、委託業務の処理にあたり、必要な有資格者等を含め委託業務に従事する者として、次の職員を配置すること。

(1) 人員配置

乙は、委託業務を適正に履行するために必要な数の職員を配置しなければならない。

(2) 監督責任者の選任

乙は、前号の職員のうちから、委託業務の処理に関する監督責任者を選任しなければならない。監督責任者は、リサイクルプラザに常駐するとともに、委託業務の処理に関し権限を持つ者とする。

(3) 業務従事者の資格等

乙は、委託業務の処理にあたり必要となる資格の保有者を、次のとおり配置しなければならない。

ア クレーン・デリック運転士（クレーン運転士）又はクレーン運転特別教育終了者（1名以上）

イ 車両系建設機械運転技能講習資格者（1名以上）

ウ 中型免許資格者若しくは中型車（8 t）が運転可能な普通免許資格者（1名以上）

エ 大型免許資格者（1名以上）

なお、資格者については複合資格者を認めるものとする。

8 提出書類等

(1) 業務着手時に提出する書類

乙は、委託業務の着手にあたり、次に掲げる書類を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。また、内容の変更等があった場合には、速やかに変更届を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

ア 監督責任者選任届

イ 資格者名簿（記載内容は氏名、資格のみとし、各資格免許の写しを添付）

ウ その他、甲が必要と認めるもの

(2) 業務報告書等

乙は、委託業務の処理実績等を明らかにするため、次に掲げる報告書等を作成し、甲が指定する日までに、甲に提出しなければならない。

ア 業務日報

イ 委託業務完了報告書（毎月分）

ウ その他、甲が必要と認めるもの

(3) 委託業務の完了届

乙は、委託業務が完了したときは、甲に委託業務完了届を提出しなければならない。

9 従事者の交代等

(1) 従事者の交代

乙は、委託業務に従事する職員を交代させる場合は、新しい従事者には委託業務処理にあたり必要な初任者研修を実施するとともに、十分な引継ぎ期間を確保すること。

(2) 有資格者の交代

乙は、委託業務に従事する職員のうち、この仕様書に定める有資格者に変更がある場合は、甲にその旨を申し出なければならない。

(3) 有資格者の確保

乙は、委託業務に従事する職員を交代させる場合は、この仕様書に定める有資格者の人数を常に満たしていなければならない。

10 貸与施設設備及び機材等

乙が委託業務を処理するにあたり必要な施設設備及び機材等のうち、次に掲げるものについては、契約期間中は甲が乙に無償で使用させるものとする。ただし、甲の都合により使用させる物件及び施設設備等を変更することがある。また、使用上の管理不足及び毀損、紛失、盗難等による被害の弁償は乙の負担とする。

なお、乙は契約期間が満了した場合、甲から使用を認められた物件及び施設整備等について、速やかに原形に復して返還しなければならない。

(1) 貸与物件

委託業務の処理にあたり、甲が乙に貸与する物件は次のとおりとする。

ア	ミニホイールローダー	1台（場内の走行に限る。）
イ	フロンガス回収装置	4台
ウ	4トンアームロール車用オープンコンテナ	3台

(2) 施設設備等

委託業務の処理にあたり、甲が乙に使用させる施設設備等は次のとおりとする。ただし、他の委託業務従事者と調整して使用すること。

工場棟の食堂、作業員控室、更衣室、便所

(3) その他

その他、甲、乙協議して定めた施設設備及び機材等

11 乙の準備物件等

乙は、委託業務の処理に当たり、次の物件等を準備しなければならない。

- (1) 10トンダンプ車 1台
(荷台から水が漏れ出ない構造を有すること)
- (2) 4トンアームロール車 1台

1.2 経費の負担区分及び支給品

乙が、委託業務を処理するにあたり、発生する経費の負担区分及び甲の支給品は次のとおりとする。

(1) 甲が負担する費用

- ア 貸与物件（ミニホイールローダー）に係る特定自主検査等の点検費用等及び経年変化による補修費。
- イ 貸与物件（4トンアームロール車用オープンコンテナ）に係る維持管理費
- ウ 委託業務で使用する甲の施設・設備（貸与設備等）に係る光熱水費等。

(2) 乙が負担する費用

- ア 委託業務の処理に必要となる電話・FAX等の設置費及び通信費
- イ 貸与物件（ミニホイールローダー）に係る燃料費等の維持管理経費及び経年変化によらない補修費
- ウ 乙が準備する物件（10トンダンプ車1台、4トンアームロール車1台）の維持管理費（補修費、損料、保険料、燃料費等）
- エ 委託業務の処理に必要となる従事者に係る経費
- オ 委託業務の処理に必要となる機材・備品・消耗品等の経費

(3) 甲の支給品

- ア その他、乙が委託業務を処理する上で必要となる消耗品等のうち、甲、乙協議して定めるもの。

1.3 その他の条件

(1) 職員の事前研修等について

甲が必要と認めた場合、契約の履行期間前でも乙の職員に対し、委託業務の処理に必要な機械操作等の研修をさせることができる。

1.4 遵守事項

(1) 安全対策等に関する遵守事項

乙は、委託業務の処理にあたる従事者の安全対策等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 法令等の遵守

乙は委託業務の処理にあたり、労働安全衛生法、道路交通法その他の関係法令等を遵守し、作業の安全を第一義として、常に安全衛生管理及び事故の

未然防止のために必要な措置を講じて、労働災害・交通事故等の発生防止に努めなければならない。特に、運搬業務の処理にあたっては、過積載等の法令違反をしてはならない。

イ 作業にあたっての安全の確保

乙は、委託業務の処理にあたり、労働災害を防止するため、作業員に安全衛生教育を実施し、使用する設備・機材等に関する適切な操作方法及び危険性等を十分に理解させるとともに、特に危険と判断される作業の実施にあたっては、必要な保安対策を行うとともに、適切な業務方法の選択及び職員の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。

ウ 障害等発生時の対応

乙は、委託業務の処理にあたり、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちにその対策を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

エ 会議等への出席

乙は、甲が行う安全対策等の会議等に出席を求められた場合は、参加しなければならない。

(2) 労務管理に関する遵守事項

乙は、委託業務の従事者の労務管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 法令等の遵守

従事者の勤務については、労働基準法等の労働関係法令等を遵守すること。

イ 服装等

乙は、委託業務の処理にあたり、業務の従事者には、乙が指定する作業服、名札等を着用させ、作業内容に応じてヘルメット・安全靴等の保護具を着用させなければならない。

ウ 従事者の適正

乙は、委託業務を処理するうえで不適当と認められる従事者のあるときは、当該従事者を交代させること。

エ 従事者の教育等

乙は、委託業務の適正な処理を行うため、従事者に必要な指導・教育・訓練等を行うこと。

オ 従事者の労務管理

乙は、委託業務の従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(3) その他の一般的な遵守事項

乙は、委託業務の処理にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 事故等の報告

乙は、委託業務の処理にあたり、事故又はその他の不測の事態が生じた場合は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

イ 故障等の報告

乙は、委託業務の処理にあたり、甲の施設・設備等の故障等を発見した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

ウ 光熱水等の有効な利用

乙は、委託業務の処理にあたり、甲が支給する電気、ガス、水道その他の支給品の使用にあたっては、できるだけ有効に使用し、経費の削減に努めること。

エ 施設設備・物件等の使用

乙は、委託業務の処理にあたり、甲が提供した施設設備・物件の取り扱いについては、丁寧に行い、その適切な維持管理に努めること。

オ 来所者等の対応

乙は、リサイクルプラザの来所者に対して礼儀正しく接するとともに、施設見学者等があった場合、その見学対応等について協力しなければならない。

カ 清掃等

乙は、委託業務場所を清掃し、常に清潔に保つとともに整理整頓を行うこと。

キ 火気の使用制限

乙は、甲の指定する以外の場所で、火気を使用しないこと。

リサイクルプラザ不燃ごみ選別及び残さ運搬業務詳細手順書

1 不燃ごみ処理ラインでの処理不適物の監視及び除去等業務

当該業務は、リサイクルプラザ工場棟不燃ごみ処理ラインにおいて、搬入された不燃ごみの中から処理不適物等を監視し、除去する業務である。乙は、不燃ごみ処理ラインの「不燃ごみ処理不適物選別装置」上において、次の作業を行うこと。

(1) ガスボンベ・スプレー缶等の除去及び処理

乙は、搬入された不燃ごみの中から、中身を使い切っていないガスボンベ、その他のスプレー缶等のボンベ類を除去し、あらかじめ甲の指示した方法により処理する。

(2) 破砕不適物等の除去

乙は、搬入された不燃ごみの中から、破砕不可能な鉄塊等の硬質なごみ、ビデオテープ等の破砕不適物を除去し、あらかじめ甲の指示した方法により処理する。

(3) ごみ袋等の除去・確認

乙は、搬入された不燃ごみの中から、ごみ袋を除去するとともに、ごみ袋の中に処理不適物等がないか確認する。

(4) 電池等の除去

乙は、搬入された不燃ごみの中から、乾電池、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を含む小型家電等を除去し、甲の指示した容器に収納する。

(5) その他、甲が指示する処理不適物等を除去し、あらかじめ甲が指示した方法により処理する。

2 不燃粗大ごみ処理ラインでの処理不適物の監視及び除去等業務

当該業務は、リサイクルプラザ工場棟の不燃粗大ごみ処理ラインにおいて、搬入された不燃粗大ごみの中から、処理不適物等を監視し、除去する業務である。乙は、不燃粗大ごみ処理ラインの「粗大ごみ処理不適物選別装置」上において、次の作業を行うこと。

(1) 破砕処理不適物の除去及び処理

乙は、ベッドスプリング、鉄塊等の破砕処理不適物を除去し、これを当該装置の横に設置された4トンアームロール車用オープンコンテナに積載、もしくは、あらかじめ甲が指示した方法により処理する。

また、リサイクルプラザ工場棟のプラットホームにて除去された破砕処理不適物について、あらかじめ甲の指示した方法により処理する。

(2) その他、甲が指示する処理不適物等を除去し、あらかじめ甲が指示した方法により処理する。

3 フロンガス回収等業務

当該業務は、リサイクルプラザに搬入されたフロンガス封入機器（除湿機等）の中から、フロンガス回収装置を用いてフロンガスを回収する業務である。

（１）フロンガスの回収作業

乙は、リサイクルプラザ工場棟のプラットフォームにおいて、同施設に搬入されたフロンガス封入機器について、甲があらかじめ指示する方法により、甲が貸与したフロンガス回収装置を使用してフロンガスを回収する。

（２）フロンガス回収装置の点検作業

乙は、甲が貸与したフロンガス回収装置の日常点検と清掃作業を行う。

（３）回収業務日報の提出

乙は、毎日のフロンガスの回収状況を記録した日報を甲に提出する。

4 不燃物残さ運搬業務

当該業務は、リサイクルプラザから発生した不燃物残さを、１０トン車または、４トン車を使用して、甲の指示する場所まで運搬する業務である。

『１０トンダンプ車で最終処分場に不燃物残さを運搬する場合』

（１）不燃物残さの積載等作業

乙は、運搬車両（１０トンダンプ車）を運転操作し、不燃物貯留バンカ下の適切な位置に停車させた後、機械を操作して不燃物貯留バンカの扉を開け、この運搬車両の荷台にバンカ内の不燃物残さを積載する。

（２）不燃物残さの状態確認

乙は、不燃物残さを積載した後、５分以上待機し、不燃物残さからの発火がないことを確認する。

（３）飛散防止措置作業

乙は、運搬車両の荷台に不燃物残さの飛散防止の措置を行う。

（４）積載物の計量及び運搬作業

乙は、運搬車両の飛散防止の措置が完了した後、この運搬車両をリサイクルプラザの計量設備で計量し、最終処分場まで不燃物残さを運搬する。

（５）積み降ろし等作業

乙は、最終処分場に運搬した不燃物残さを、同施設の計量設備で計量し、同施設内の埋立場所に降ろす。この時、不燃物残さ以外の廃棄物を混載した状態で計量してはならない。

（６）洗車等の作業

乙は、最終処分場を退場する際、同施設に設置された洗車場で運搬車両に付着した土砂等を完全に洗い落とす。

(7) 再計量等の作業

乙は、最終処分場からリサイクルプラザに帰着したときに、再度、同施設の計量設備で計量する。

＊ 不燃物貯留バンカ内において火災（発煙・発火）が発生した場合の対応については、以下のとおりとする。

乙は、運搬車両（10トンダンプ車）を運転操作し、不燃物貯留バンカ下の適切な位置に停車させる。その後、機械を操作してバンカの扉を開き、バンカ内の不燃物残さを当該運搬車両の荷台に積載する。

次に、運搬車両をバンカ下から移動させたうえで、不燃物残さに対して散水を行い、発煙・発火の沈静化を図る。発煙・発火が収まったことを確認後、不燃物残さを不燃ごみ貯留ピットへ投入するものとする。

『4トンアームロール車で不燃物残さを最終処分場に運搬する場合』

(1) コンテナの設置作業

乙は、甲の指示する場所に置かれた4トンアームロール車用オープンコンテナを、4トンアームロール車を使用して、アルミバンカ室の不燃物残さ落下部に設置する。

(2) コンテナの引き出し等作業

乙は、設置したコンテナに不燃物残さがほぼ積載重量となった時点で、当該コンテナを4トンアームロール車を使用して、施設外に引き出すものとする。（この作業開始時において、リサイクルプラザのごみ処理ラインが稼働中の場合は、中央操作室従事者に連絡し、ごみ処理ラインの運転を停止した後、作業を開始する。）

(3) 代替コンテナの設置作業等

(2)の措置が完了した後、直ちに代替の4トンアームロール車用オープンコンテナを、不燃物残さの落下部に4トンアームロール車を使用して設置する。（当該作業完了後、リサイクルプラザのごみ処理ラインの稼働を停止していた場合は、乙は、当該作業が完了した旨を中央操作室従事者に報告する。）

(4) コンテナの積載作業

乙は、施設外に出した不燃物残さが積載された4トンアームロール車用オープンコンテナを、4トンアームロール車に積載する。

(5) 飛散防止措置作業

乙は、不燃物残さを積載したコンテナに飛散防止の措置を行う。

(6) 積載物の計量及び運搬作業

乙は、飛散防止の措置が完了した後、この車両をリサイクルプラザの計量設備で計量し、最終処分場まで運搬する。この時、不燃物残さ以外の廃棄物を混載した状態で計量してはならない。

(7) 積み降ろし作業等

乙は、最終処分場に運搬した不燃物残さを、同施設の計量設備で計量し、同施設内の埋立場所に降ろす。

(8) 洗車等の作業

乙は、最終処分場を退場する際、同施設に設置された洗車場で運搬車両に付着した土砂等を完全に洗い落とす。

(9) 再計量等の作業

乙は、最終処分場からリサイクルプラザに帰着したときに、再度、同施設の計量設備で計量する。

＊ 当該業務の実施に当たっては、甲の4トンアームロール車用オープンコンテナ3台を使用して行う。

5 清掃業務

(1) 稼働停止後の清掃

ア 乙は、ごみ処理ラインの稼働停止後、委託作業場所のフロアのほか、下記に掲げる場所の清掃を行う。

(ア) 不燃ごみ受入コンベヤ周辺フロア

(イ) 粗大ごみ受入コンベヤ周辺フロア

(ウ) 回転式破碎機室

(エ) 前処理破碎機室

(オ) 工場棟地下1階、1階のごみ処理ライン周辺フロア

イ 乙は、ごみ処理ラインの稼働停止後、粒度選別機のふるい目の清掃を行う。

(2) 定期清掃

乙は、不燃ごみラインの各ベルトコンベヤのローラー部分の付着物及びアンダーカバー部の付着ごみ、堆積ごみを週2回程度清掃すること。

(3) 運搬業務に伴う清掃

乙は、不燃物残さ運搬業務終了後、不燃物貯留バンカ周辺及び不燃物残さ落下部周辺の清掃を行う。

(4) 臨時清掃

乙は、ごみ詰まり又は火災等によりコンベヤのアンダーカバー等の清掃が必要となった場合には、甲の指示に従い清掃を行う。

6 附帯業務

乙は、上記に掲げる各業務以外に、次の業務を実施する。

(1) ミニホイールローダー又は乙が準備した車両を使用した作業

ア 資源ごみ処理ライン、不燃・不燃粗大ごみ処理ラインで除去された処理不適物のうち、必要な処置が施され、処理可能となったものを、ミニホイールローダー又は乙が準備した車両を使用して該当する各ごみピットに投入する。

イ 各ごみ処理ラインの運転終了後に行われた清掃作業で排出されたごみを、ミニホイールローダーを使用して甲が指示するごみピット等に投入する。

ウ 冬季において、場内に積雪がありリサイクルプラザの各業務に支障がある時は、甲と協議のうえミニホイールローダーを使用して除雪を行うこと。

(2) 貸与機器等の点検等作業

ア 乙は、甲が貸与したミニホイールローダーについて、月次点検及び日次点検と清掃を行うとともに、必要に応じ給油脂作業を行う。なお、各点検簿を1月毎にまとめて甲に提出すること。点検の中で異常を発見した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

イ 乙は、破碎不適物除去装置の日常点検・清掃・給油を行うこと。

(3) その他

乙は、各ごみ処理ラインが設備修繕工事等で稼働停止の場合、甲、乙協議のうえ、甲が別に指示する作業を行う。